

名古屋市寡夫福祉資金条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第35号

名古屋市寡夫福祉資金条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市寡夫福祉資金条例施行細則（令和 4年名古屋市規則第 141号）の一部を次のように改正する。

第 3条第 2項中「第 6条第 5項」を「第 6条において読み替えて準用する母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第 224号。以下「施行令」という。）第37条第 5項」に改める。

第 4条第 1項中「 2,036,000円」を「施行令第34条第 1項に規定する額」に改め、同条第 2項中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第 224号）」を「施行令」に改める。

第 5条第 1項第 1号中「 347万円」を「施行令第36条第 1号に規定する額（同号括弧書に規定するものを除く。）」に改め、同項第 2号中「 174万円」を「施行令第36条第 2号に規定する額」に改め、同項第 3号ア中「月額45,000円」を「月額として、施行令第36条第 3号イに規定する額（同号イ括弧書に規定するものを除く。）」に、「52,500円」を「同号イ括弧書に規定する額」に改め、

同号イ中「月額 108,500円」を「月額として、施行令第36条第 3号ロ本文に規定する額（同号ロ本文括弧書に規定するものを除く。）」に、「146,000円」を「同号ロ本文括弧書に規定する額」に改め、同号ウ中「月額 132,000円」を「月額として、施行令第36条第 3号ハに規定する額（同号ハ括弧書に規定するものを除く。）」に、「183,000円」を「同号ハ括弧書に規定する額」に改め、同号エ中「月額54,000円」を「月額として、施行令第36条第 3号ニに規定する額」に改め、同項第 4号中「月額68,000円」を「月額として、施行令第36条第 4号に規定する額」に改め、同項第 5号中「月額68,000円」を「月額として、施行令第36条第 5号に規定する額」に改め、同項第 6号中「次条第 1項において」を「以下」に、「105,000円」を「施行令第36条第 6号に規定する額（同号括弧書に規定するものを除く。）」に、「34万円」を「同号括弧書に規定する額」に改め、同項第 7号ア中「34万円」を「施行令第36条第 7号イに規定する額（同号イ括弧書に規定するものを除く。）」に、「48万円」を「同号イ括弧書に規定する額」に改め、同号イ中「50万円」を「施行令第36条第 7号ロに規定する額」に改め、同項第 8号ア中「月額 141,000円」を「月額として、施行令第36条第 8号イに規定する額」に改め、同号イ中「月額 108,000円」を「月額として、施行令第36条第 8号ロに規定する額」に改め、同号ウ中「月額 108,000円」を「月額として、施行令第36条第 8号ハに規定する額」に改め、同項第 9号中「200万円」を「施行令第36条第 9号に規定する額」に改め、同項第10号中「次条第 1項において」を「以下」に、「26万円」を「施行令第36条第10号に規定する額」に改め、同項第11号ア中「16万円」を「施行令第36条第11号イに規定する額（同号イ括弧書に規定するものを除く。）」に、「42万円」を「同号イ括弧書に規定する額」に改め、同号イ中「42万円」を「施行令第36条第11号ロ本文に規定する額（同号ロ本文括弧書に規定するものを除く。）」に、「59万円」を「同号ロ本文括弧書に規定する額」に改め、同号ウ中「282,000円」を「施行令第36条第11号ハに規定する額」に改め、同項第12号中「次条第 1項において」を「以下」に、「32万円」を「施行令第36条第12号に規定する額」に改める。

第 6条を次のように改める。

（貸付方法及び利率）

第 6条 寡夫福祉資金貸付金の貸付方法及び利率については、施行令第37条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 1項の表以外の部分、 第 2項、第 3項及び第 5項	寡婦福祉資金貸付金	寡夫福祉資金貸付金
第 1項の表寡婦事業開 始資金の項及び第 6項	寡婦事業開始資金	寡夫事業開始資金
第 1項の表寡婦事業継 続資金の項及び第 6項	寡婦事業継続資金	寡夫事業継続資金
第 1項の表寡婦修学資 金の項、第 4項及び第 5項	寡婦修学資金	寡夫修学資金
第 1項の表寡婦修学資 金の項及び寡婦就学支 度資金の項	寡婦の	寡夫の
第 1項の表寡婦技能習 得資金の項	寡婦技能習得資金	寡夫技能習得資金
第 1項の表寡婦修業資 金の項及び第 5項	寡婦修業資金	寡夫修業資金
第 1項の表寡婦就職支 度資金の項	寡婦就職支度資金	寡夫就職支度資金
第 1項の表寡婦医療介 護資金の項	寡婦医療介護資金	寡夫医療介護資金
第 1項の表寡婦生活資 金の項	寡婦生活資金	寡夫生活資金
第 1項の表寡婦住宅資 金の項及び第 6項	寡婦住宅資金	寡夫住宅資金

第 1項の表寡婦転宅資金の項	寡婦転宅資金	寡夫転宅資金
第 1項の表寡婦就学支度資金の項、第 4項及び第 5項	寡婦就学支度資金	寡夫就学支度資金
第 1項の表寡婦結婚資金の項	寡婦結婚資金	寡夫結婚資金
第 6項	内閣総理大臣	市長

第 7条第 2項中「前条第 5項」を「前条において読み替えて準用する施行令第37条第 5項」に改める。

第15条第 1項中「第 6条第 1項及び第 4項」を「第 6条において読み替えて準用する施行令第37条第 1項及び第 4項」に改める。

第26条中「第 6条第 6項」を「第 6条において読み替えて準用する施行令第 37条第 6項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。